

重要事項に係る調査依頼書				
当社は、宅地建物取引業法第35条第1項6、同法施行規則第16条の2、及び昭和63年11月21日建設省経動発89号により、下記のマンションの取引に係る重要事項について必要事項を添えて、貴社に調査を依頼します。				
調査依頼年月日	年 月 日			
宅地建物取引業者	会社名			
	所在地	(〒 -)		
	免許番号	国土交通大臣()第 号		
		知 事()第 号		
	依頼者	所属部課		
		氏 名		
TEL 番 号		()	-	
FAX 番 号		()	-	
調査依頼マンション	名 称			
	所 在 地			
	売却依頼主	住 戸 番 号		
		氏 名		
調査依頼項目	☐	管理規約、使用細則等(施行規則第16条の2第1号～第3号関係)		
	☐	修繕積立金積立総額(施行規則第16条の2第6号関係)		
	☐	管理費・修繕積立金等の月額(施行規則第16条の2第6号、第7号関係)		
	☐	管理費・修繕積立金等の滞納額(昭和63年11月21日付建設省経動発第88号)		
	☐	管理組合の金融機関からの借入額(施行規則第16条の2第6号関係関連)		
	☐	長期修繕計画書		
	☐	総会議案書、総会議事録		
作成手数料	☐	管理に係る重要事項調査報告書	22,000円／部 税抜20,000円 消費税(10%)2,000円	
	☐	管理規約、使用細則等	3,300円／部 税抜3,000円 消費税(10%)300円	
	☐	長期修繕計画書	1,650円／部 税抜1,500円 消費税(10%)150円	
	☐	総会議案書(過去____期分)	一期分1,100円／部 税抜1,000円 消費税(10%)100円	
	☐	総会議事録(過去____期分)	一期分330円／部 税抜300円、消費税(10%)30円	
	合 計		円(消費税込)	
発行希望日	年 月 日希望		※ご希望に添えない場合もございますのでご了承下さい。 通常は1～2日中に発行いたします(休業日除く)。	

☆☆☆☆ 調査依頼に際しての注意事項 ☆☆☆☆	
1. 作成手数料について	作成手数料は、振込による前払い制とさせていただきます。
2. 作成手数料振込先	みずほ銀行 五反田支店 普通預金 №4244452 (口座名義) 株式会社デュアルタップコミュニティ
3. 受付について	※ 振込手数料は御社にてご負担下さい。※振込票をもって領収書に代えさせていただきます。 本依頼書と上記手数料の振込票をあわせてE-mailまたはファックスしてください。弊社にて確認した時点で受付完了といたします。 E-mail: dualtapcommunity-info@dualtap.co.jp FAX:03-5843-6691
4. 調査報告書について	受付時間 月曜日～金曜日(但し、祝祭日は除きます。) 午前9時30分～午後6時 受付時間内に調査依頼を受付けたものは、翌営業日以降に普通郵便により郵送させていただきます。
5. 当社登録番号について	登録番号: T4010401134763
※個人情報や専有部分に係る事項については、回答できかねます。	

備 考	当社使用欄		
	押印	担当者	検印